

障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

県では、精神または身体の重度障害のため、常時特別の介護を必要としている方の負担を軽減するため、在宅の重度障害児（者）に対して、障害児福祉手当・特別障害者手当を支給しております。

支給対象者	<p>障害児福祉手当 月額：14,580円 (平成29年5月現在)</p>	<p>精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児で、福祉事務所長の認定を受けた方。 なお、以下の場合は対象とはなりません。 (1) 施設に入所(通所を除く)している場合。 (2) 政令で定める公的年金を受給している場合。</p>
	<p>特別障害者手当 月額：26,810円 (平成29年5月現在)</p>	<p>精神または身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障害者で、福祉事務所長の認定を受けた方。 なお、以下の場合は対象とはなりません。 (1) 施設に入所(通所を除く)している場合。 (2) 病院又は診療所に3ヶ月以上継続入院している場合。</p>
支給制限	<p>手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上ある場合、または同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。</p>	
支給	<p>毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、その前月分までの3ヶ月分を、届け出た金融機関の口座に振り込みます。</p>	
申請手続	<p>認定請求書に、住民票謄本の写し、認定診断書、所得状況届、所得証明書などの必要書類を添えて、福祉健康課窓口へ提出してください。 なお、認定請求書などは役場又は中部福祉事務所地域福祉班にあります。 申請に関することなど、ご不明な点は福祉健康課窓口又は、中部福祉事務所までお問い合わせください。</p>	
備考	<p>現在、障害児福祉手当・特別障害者手当を受給中の方は平成29年4月分より手当額が以下のとおり変更となりますので、ご了承ください。</p>	
	障害児福祉手当	14,600円→14,580円
特別障害者手当	26,830円→26,810円	

お問い合わせ

恩納村役場 福祉健康課 地域福祉係 ☎966-1207
沖縄県中部福祉事務所 地域福祉班 ☎989-6603

みなさんひとり一人の納税が恩納村を支えています。

村・県民税 第1期の納期限は6月30日(金)です。

村・県民税は全国のコンビニ及びゆうちょ銀行で納付できます。

※便利な口座振替も
おすすめですよ!!

※ただし下記の場合は、コンビニエンスストアでは納めことができませんので
ご注意ください!

- 納付期限が過ぎたもの
- バーコード表示がないもの又は読み取りできないもの
- 金額が30万円を超えるもの
- 金額を訂正したもの

ゆうちょ銀行以外の恩納村指定金融機関の口座振替依頼書が納付書についています。記入後、役場税務課又は村指定金融機関にお持ちください。

※今後とも納付期限内の納付へのご協力をお願いします。

お問い合わせ：税務課 ☎966-1206